

# 令和7年度

## 固定資産税（償却資産）申告の手引き

平素は、市税務行政に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産（事業用資産）も課税対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在近江八幡市内にある償却資産の取得価額や取得時期等の申告が必要です。（地方税法第383条）

つきましては、この手引きをご覧いただき、提出期限までに申告書を提出いただきますようお願いいたします。

### 提出期限：令和7年1月31日（金）

※提出期限の近くになりますと受付が大変混雑しますので、この手引きを参考に申告書を作成のうえ令和7年1月17日（金）頃までの提出にご協力ください。

#### ◎申告書のダウンロードについて

近江八幡市税務課のホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。詳しくは13ページをご確認ください。

近江八幡市 償却資産

検索



#### ◎インターネットによる電子申告について

eLTAX（エルタックス）を利用しての申告も受け付けています。

詳しくは eLTAX ホームページ『<https://www.eltax.lta.go.jp/>』でご確認ください。



近 江 八 幡 市

# 《 目 次 》

## I 償却資産の申告について

1. 償却資産・申告対象の資産について . . . . . 2
2. 申告をしていただく方 . . . . . 4
3. 提出書類 . . . . . 5
4. 申告書の提出先 . . . . . 6
5. 市内に複数の事業所がある場合 . . . . . 6
6. 住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方 . . . . . 6
7. 申告されない方または虚偽の申告をされた方 . . . . . 7
8. 過年度への遡及について . . . . . 7
9. 税務調査について . . . . . 7
10. 課税標準額、免税点、税率・税額及び納期 . . . . . 7

## II 申告における留意点

1. 太陽光発電設備について . . . . . 8
2. 借用資産（リース資産）について . . . . . 8
3. 課税標準額の特例 . . . . . 8
4. 償却資産の対象となる自動車について . . . . . 9
5. 土地と償却資産の区分が紛らわしいもの . . . . . 9
6. 家屋と償却資産の区分表 . . . . . 10
7. 償却資産の対象となる共同住宅（アパート）について . . . . . 10
8. 固定資産税における償却資産の評価方法 . . . . . 11

## III Q&A

- Q&A . . . . . 12

## IV 償却資産申告書の書き方

- 償却資産申告書記入例 . . . . . 15
- 種類別明細書記入例 . . . . . 17



# I 償却資産の申告について

## 1. 償却資産・申告対象の資産について

### (1) 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産は、次の4要件に該当するものです。

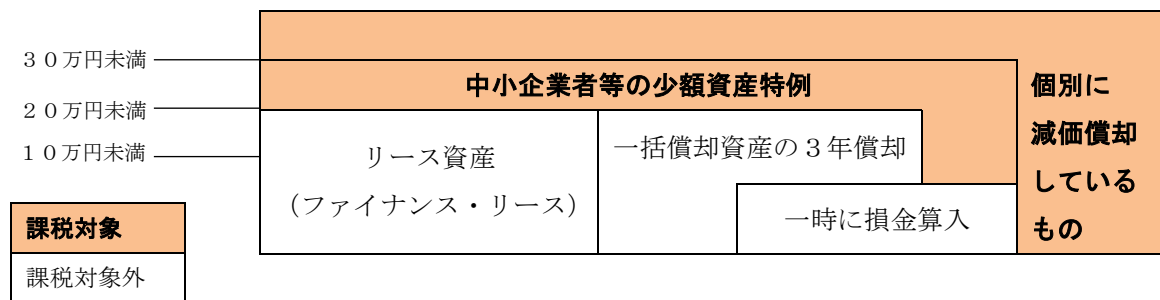
- ①土地及び家屋以外の固定資産で、**事業の用に供することができる資産**であること。
- ②無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権等）でないこと。
- ③減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの。
- ④軽自動車税及び自動車税の課税対象外の車両であること。

また、次のような資産であっても、事業の用に供することができる状態であれば**課税対象**となります。

- ア 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供することができる資産
- イ 簿外資産（償却済資産を含む）で、事業の用に供することができる資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持改修が行われている資産）
- エ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- オ 決算期以後に取得された資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- カ 償却済資産（減価償却が終わり、残存価格のみが帳簿に計上されている資産）

### (2) 課税の対象にならない資産

- ①耐用年数が1年未満のもの
- ②少額償却資産  
(取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されているもの)
- ③一括償却資産  
(取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの)
- ④自動車税及び軽自動車税の対象となるもの



### (3) 業種別の主な償却資産と耐用年数の例

業種	課税対象となる主な償却資産の内容
共通	機械式駐車設備（１０）、舗装路面（１０または１５）、緑化設備（２０）、庭園（２０）、門堀（１０、１５または３５）、外構（１０または１５）、外灯（１０）、受変電設備（１５）、ネオンサイン（３）、金属造広告（１０）、看板（３）、事務机・椅子（８または１５）、応接セット（８）、ロッカー（１５）、キャビネット（１５）、エアコン（６）、パソコン（４または５）、コピー機（５）、タイムレコーダー（５）、テレビ（５）、金庫（２０）、レジスター（５） など
小売業	商品陳列ケース（６または８）、陳列棚（３）、自動販売機（５）、冷蔵庫（６）、日よけ（８または１５） など
飲食業	看板（１０）、食卓（５）、椅子（５）、厨房機器（８）、冷蔵庫（６）、冷蔵ショーケース（６） など
理容・美容業	理（美）容椅子（５）、応接セット（５または８）、シャンプー台（５）、消毒殺菌用機器（４）、タオル蒸器（５）、ドライヤー（５）、パーマ機（５）、サインポール（３） など
クリーニング業	洗濯機（１３）、脱水機（１３）、乾燥機（１３）、プレス機（１３）、ミシン（１２） など
医療・薬局業	レントゲン機器（６）、ファイバースコープ（６）、消毒殺菌用機器（４）、手術機器（５）、歯科診療用ユニット（７）、血液透析機器（７） など
不動産賃貸業	駐車場舗装（１０または１５）、外構工事（１０または１５）、フェンス（１０）、ゴミ置場（７）、自転車置場（７）、ルームエアコン（６）、太陽光発電設備（１７） など
駐車場業	照明等の電気設備（１５）、駐車場舗装（１０または１５）、駐車設備（機械設備、ターンテーブル）（１０）、駐車場料金精算機（５）、白線（１０） など
工場	受変電設備（１５）、旋盤（１５）、ボール盤（１２）、プレス機（１０または１５）、金型（２）、溶接機（１０） など
娯楽業	パチンコ台（２）、パチスロ台（３）、両替機（５）、カード発行機（５）、店内放送設備（６）、防犯監視設備（６）、ボウリング場用設備（１３） など
印刷業	デジタル印刷システム設備（４）、製本業用設備（７） など
総合工事業	ブロックゲージ（５）、ポータブル発電機（１０） など
ガソリン給油所	ガソリンスタンド設備（８）、充電器（８）、洗車機（８）、屋外照明設備（１５）、地下タンク（８） など
自動車設備業	旋盤（１５）、プレス（１５）、検査工具（５）、圧縮機（１５）、塗装ブース（１５）、測定工具（５） など
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（６）、陳列ケース（６または８）、肉切断機（９）、挽肉機（９） など
金属製品組立加工業	旋盤（１０）、ボール盤（１０）、フライス盤（１０）、プレス（１０）、シャーリング（７）、溶接機（１０）、農業用機具製造設備（１０）、検査工具（５） など

ホテル・旅館業	接客用備品（10）、洗濯設備（13）、厨房設備（10または8）、カラオケセット（5） など
製造業	金属製品製造設備（10）、食料品製造設備（10）、旋盤（10）、ボール盤（10）、梱包機（10） など
農業	田植機（7）、噴霧機（7）、播種機（7）、耕運機（7）、畝立機（5）、ビニールハウス（金属造14、木造8、その他5）、脱穀機（7）、粃摺り機（7）、精米機（7）、乾燥機（7）、温室自動管理装置（7）、フォーク・リフト（4）、チェーンソー（5） など
漁業	漁船（9または12）、水産養殖業用設備（5）、冷蔵庫（6） など
太陽光発電事業	太陽光発電システム（17）、防草シート（10）、監視カメラ（5）、舗装路面（コンクリート敷（15）、アスファルト敷（10） など

（ ）内は標準的な耐用年数の例であり、用途によって耐用年数が変わる資産があります。例えば、ブルドーザーやパワーショベルその他の自走式作業用機械設備は、林業なら5年、総合工事業なら6年、農業なら7年、運輸に付帯する業務用なら10年、どれにも該当しない場合は8年です。

耐用年数について、詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。

ビルトインタイプのエアコンは、償却資産ではなく家屋として固定資産税の対象となります。

#### （4）国税との主な違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	個人：暦年 法人：事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物：定額法 一般資産：選択制	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度（※1）	認められます	認められません
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の5／100
改良費	合算評価	区分評価

※ 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得価額を圧縮した資産を取得したものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

## 2.申告をしていただく方

毎年1月1日現在、近江八幡市内で工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸したりしているなど、事業を営んでいる個人事業主または法人です。該当する資産がない場合も、申告をしていただく必要があります。

また、廃業・転出により近江八幡市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入のうえ、提出してください。

### 3.提出書類

#### (1) 初めて申告される方

申告対象者	① 近江八幡市内で新しく事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送付されてきた方
申告対象資産	申告年の1月1日現在、近江八幡市内に資産を所有し、事業の用に供することができる全ての資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書
その他	該当資産を所有されていない場合も、申告書の「備考」欄の「該当資産無し」にチェックをし、必ず申告書をご提出ください。 課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている場合は、課税標準額の特例に関する申告書等の添付をしてください。

※電算処理方式により申告される方の詳細については(3)

#### (2) 前年度以前から申告されている方

申告対象者	前年度以前から申告されている方
申告対象資産	前年度中に増加または減少した資産 ※前年度以前に取得していた資産や、既に除却していた資産等があった場合も申告をしてください。
提出する書類	<p>&lt;増減があった方&gt;</p> <p>① 償却資産申告書 ② 種類別明細書</p> <p>&lt;増減がなかった方&gt;</p> <p>① 償却資産申告書（「備考」欄の「前年度より増減無し」にチェックをしてください。）</p> <p>&lt;廃業・解散等された方&gt;</p> <p>① 償却資産申告書（「備考」欄の「解散・廃業等」にチェックし、その年月を記入してください。）</p>
その他	課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている場合は、課税標準額の特例に関する申告書等を添付してください。

### (3) 電算処理方式による申告

電算処理方式とは、申告者が、評価額及び決定価格、課税標準額までを算出したうえで申告書一式を出力して、全資産を申告するものです。

償却資産申告書	当市様式または独自の様式で申告してください。 ただし、独自の様式で申告される場合は、総務省令で定める記載事項のすべての記載をしてください。
種類別明細書	当市様式または独自の様式で申告してください。 前年度に電算処理により全資産申告された方には、種類別明細書の様式は送付しておりません。必要な場合はご連絡いただくか、近江八幡市ホームページよりダウンロードしてください。 独自の様式で申告される場合は、以下の①～⑤の事項にご注意ください。 ① 資産の種類、名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数及び課税標準額のすべてを記載すること。 ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 ③ 課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること。 ④ 種類別明細書は、資産の種類別に区分して作成し、その合計を記載すること。 ⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。
添付書類	課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている場合は、課税標準額の特例に関する申告書等を添付してください。

## 4. 申告書の提出先（提出期限：令和7年1月31日）

### ①近江八幡市 総務部税務課 固定資産税グループ

住所：〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

電話：0748-33-3111（代表） FAX：0748-33-3670

0748-36-5506（直通） E-mail：010414@city.omihachiman.lg.jp

### ②安土町総合支所 安土未来づくり課

住所：〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8

※申告書控えの返送を希望される場合は、返信用切手を貼り付け、宛名記入した封筒に、控え用の申告書の写しを同封してください。

また、申告書の提出期限の近くになりますと受付が大変混雑しますので、なるべく1月17日頃までに申告していただきますよう、ご協力をお願いします。

## 5. 市内に複数の事業所がある場合

市内に2以上の事業所がある方は、市内の事業所をまとめて申告してください。

## 6. 住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方

住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方は、印字されている箇所の訂正をお願いします。また、申告書「備考」欄に変更した内容を記入してください。

## 7.申告されない方または虚偽の申告をされた方

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条及び近江八幡市税条例第75条の規定により過料を科されることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することになります。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科されることになります。

## 8.過年度への遡及について

申告漏れ等の場合は、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することとなります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年を限度としています。

また、申告内容が誤っていた場合は、修正申告書を提出していただく必要があります。申告誤りの発生が過年度であった場合、過年度分（最大5年度分）の修正申告が必要です。また、課税修正についても5年度分に遡り行います。（地方税法第17条の5）

申告誤りが発覚したうえで修正申告書の提出が行われない場合、推計課税を行うことがあります。なお、悪質な虚偽の申告や故意の不申告が過年度にわたって行われていた場合、地方税法第17条の5第7項に基づき最大7年間の遡及修正を行うとともに、同法第368条に基づき不足税額分について、延滞加算金がかかることがあります。

## 9.税務調査について

近江八幡市では、市内に事業用資産を所有されている方を対象に、地方税法第353条及び第408条に基づき固定資産税（償却資産）の申告内容について税務調査を行う場合があります。この調査の際に、事業に関する帳簿書類の提出していただく場合や、所得税または法人税に関する書類を税務署において閲覧することがあります。

## 10.課税標準額、免税点、税率・税額及び納期

### (ア) 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在における近江八幡市内に所有する全ての償却資産の評価額の合計が、課税標準額になります。ただし、課税標準額の特例規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが、課税標準額になります。

### (イ) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、免税点は、同一人が所有する全償却資産の課税標準額の合計額で判断します。

### (ウ) 税率・税額

近江八幡市における固定資産税の税率は1.4%です。課税標準額（1,000円未満切捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

### (エ) 納期

固定資産税は、第1期～第4期の年4回（5月末、7月末、12月末、2月末）に分けて納めていただく方法と、第1期の納期（5月末）にまとめて納めていただく方法があります。



## Ⅱ 申告における留意点

### 1. 太陽光発電設備について

太陽光発電設備を遊休地や家屋の屋根等に設置した場合は、償却資産の対象となりますので、申告していただく必要があります。また、課税標準額の特例措置の適用を受けられる場合があります。（特例の詳細については「3. 課税標準額の特例」を確認ください。）

### 2. 借用資産（リース資産）について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。

例1) 賃貸期間が自由に選択でき、期間満了と同時に資産を返還するリース契約については、資産を貸している方が申告します。

例2) リース後に資産が借りている方の所有物となるリース契約については、資産を借りている方が申告します。

なお、近江八幡市外のリース業者様が、近江八幡市内の顧客へのリース契約を全て終えられた場合は、その旨を申告書の備考欄に記入いただきますようお願いいたします。

### 3. 課税標準額の特例

特例対象の資産がある場合は申告書の「1 1 課税標準の特例」欄の「有」を○で囲み、種類別明細書の該当資産の「摘要」欄に特例の種類を記入してください。

#### (1) 課税標準額の特例の適用を受ける償却資産の例

特例の種類	特例率	適用条項	添付書類
再生可能エネルギーに関する発電設備（太陽光）	取得後 3年度間 2/3	地方税法附則 第15条 第25項 第1号イ	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
生産性向上設備（認定先端設備） （令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得）	取得後3年度間 1/2 （賃上げ表明を行った場合5年度間 1/3）（令和6年 4月1日以降に取得した 場合4年度間 1/3）	地方税法附則 第15条 第44項	①認定を受けた計画の写し ②認定書の写し ③従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明を行う場合）

※今後の税制改正等により変更になる場合があります。

※このほかにも特例が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 4.償却資産の対象となる自動車について

自動車は、ナンバープレートの有無を問わず大型特殊自動車のみが償却資産の課税の対象となります。軽自動車ナンバーがついていれば、償却資産の課税対象外です。

償却資産の課税対象となる大型特殊自動車は、次のとおりです。

大型特殊自動車の分類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	シャベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ローダ・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車 等	次の項目に <u>1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。</u>  ① 最高速度が15km/hを超える。 ② 長さが4.7mを超える。 ③ 幅が1.7mを超える。 ④ 高さが2.8mを超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業自動車	最高速度が35km/h以上の場合、大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラおよび国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

〈参考〉大型特殊自動車の「分類登録」

大型特殊自動車ナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次のものです。

- (1) 建設機械 : 「0」、「00～09」、「000～099」
- (2) 建設機械以外のもの : 「9」、「90～99」、「900～999」

#### 〈農耕トラクタのみにけん引される農耕作業用トレーラについて〉

小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の基準を満たすものについては、軽自動車税（種別割）の課税対象となり、償却資産の対象外資産となります。誤って償却資産の申告をされている場合は、軽自動車税の申告と合わせて、償却資産の減少の申告が必要になりますので、お手数ですが固定資産税グループ償却資産担当（TEL 0748-36-5506）までご連絡ください。（例：マニュアルプレッダ、スプレーヤ）

#### 5.土地と償却資産の区分が紛らわしいもの

土地に類似する資産が償却資産の対象となるか否かは、税務会計の処理に合わせてとり行うことが基本となります。

### (1) 土地についてした防壁、石垣積み等の費用

埋め立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成または改良のために要した費用の額は、税務会計上その土地の取得価額に算入するものであるとされているので、一般的には償却資産とはなりません。

ただし、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等から見て土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものの費用の額は、税務会計上土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とすることができるとされています。また、上下水道の工事に要した費用の額についても同様です。税務会計上そのように処理される場合は、償却資産の対象となります。

### (2) 砂利道等、緑化施設、庭園

償却資産の対象となります。(並木、生垣、散水用配管、池、とうろう、あずまや、花壇 等)

## 6. 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	蓄電池設備		◎		◎
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	監視カメラ設備	テレビ、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
火災報知設備	設備一式	○			◎	
給排水 衛生ガス 設備	給排水設備	屋外設備		◎		◎
		配管、受水槽等	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具		◎		◎
スプリンクラー		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン		◎		◎
その他	運搬設備	エレベーター	○			◎
外構工事	外構工事	門・緑化施設等		◎		◎

## 7. 償却資産の対象となる共同住宅（アパート）について

賃貸用の共同住宅や駐車場を所有されている方は、土地・家屋とは別に償却資産についても固定資産税がかかります。税務署へ申告する際に、共同住宅の工事にかかった経費を全てひとまとめにし「共同住宅工事一式」等の名称で減価償却するケースがありますが、固定資産税（償却資産）の申告の際は共同住宅工事のうち、建物本体以外の償却資産を分けて申告していただく必要があります。（例：アスファルト舗装、コンクリート舗装、駐輪場、ゴミ庫、備付けエアコン、フェンス、花壇など）

## 8. 固定資産税における償却資産の評価方法

資産の取得価格、取得年月日及び耐用年数を基に評価額を算出します。

① 前年中に取得したもの

$$\text{評価額} \times \text{減価残存率A} = \text{評価額}$$

② 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率B} = \text{評価額}$$

※以後、毎年この方法により計算し、取得価格の5%まで減価していきます。

### 【計算例】

取得価格1,000,000円、取得年月日令和6年5月、耐用年数5年の資産の場合

※耐用年数5年の資産に対応する減価残存率については下記参照

$$\text{令和7年度} \quad 1,000,000 \text{円} \times 0.815 = 815,000 \text{円}$$

$$\text{令和8年度} \quad 815,000 \text{円} \times 0.631 = 514,265 \text{円}$$

$$\text{令和9年度} \quad 514,265 \text{円} \times 0.631 = 324,501 \text{円} \quad \text{---} \text{215円}$$

$$\text{令和10年度} \quad 324,501 \text{円} \times 0.631 = 204,760 \text{円} \quad \text{---} \text{131円}$$

$$\text{令和11年度} \quad 204,760 \text{円} \times 0.631 = 129,203 \text{円} \quad \text{---} \text{56円}$$

$$\text{令和12年度} \quad 129,203 \text{円} \times 0.631 = 81,527 \text{円} \quad \text{---} \text{44636円}$$

$$\text{令和13年度} \quad 81,527 \text{円} \times 0.631 = 51,443 \text{円} \quad \text{---} \text{357円}$$

$$\text{令和14年度} \quad 51,443 \text{円} \times 0.631 = 32,460 < 50,000 \text{円}$$

※令和14年度で算出額が取得価格の5%（50,000円）を下回るので、以降の評価額は50,000円となります。（小数点以下、切捨て）

減価残存率表

耐用年数	減価残存価格		耐用年数	減価残存価格		耐用年数	減価残存価格	
	前年中に取得したもの (A)	前年前に取得したもの (B)		前年中に取得したもの (A)	前年前に取得したもの (B)		前年中に取得したもの (A)	前年前に取得したもの (B)
2	0.658	0.316	13	0.919	0.838	24	0.954	0.908
3	0.732	0.464	14	0.924	0.848	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	15	0.929	0.858	26	0.957	0.915
5	0.815	0.631	16	0.933	0.866	27	0.959	0.918
6	0.840	0.681	17	0.936	0.873	28	0.960	0.921
7	0.860	0.720	18	0.940	0.880	29	0.962	0.924
8	0.875	0.750	19	0.943	0.886	30	0.963	0.926
9	0.887	0.774	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	21	0.948	0.896	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	22	0.950	0.901	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	23	0.952	0.905	50	0.977	0.955

## Ⅲ Q & A

**Q 1 決算や確定申告において減価償却費を計上していませんが、申告が必要ですか？**

→減価償却をしていない資産（簿外資産）であっても、本来減価償却が可能である事業用資産は、申告の対象となります。

**Q 2 減価償却が済んだ古い資産でも、申告の対象になりますか？**

→申告の対象です。法定耐用年数を過ぎ、減価償却が済んだ償却資産も事業の用に供している限り申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%となっています。

**Q 3 現在使用していない資産も、申告の対象になりますか？**

→稼働を休止している資産（遊休資産）であっても、その休止期間中、必要な維持補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものは、申告の対象になります。

**Q 4 償却資産の課税対象ではない資産しかありませんが、申告しなければいけませんか？**

→該当資産が無い場合でも、市内で事業をされていれば申告書の提出が必要です。償却資産申告書右下の「該当資産無し」欄に☑をして提出してください。なお、すべて借用資産である場合、貸主の名称等を記載して申告書を提出してください。

**Q 5 申告内容に誤りがありました。どうすればよいですか？**

→修正申告は随時受け付けています。税額を再計算し、過年度に遡って課税または還付されることがあります。

**Q 6 税務署に会社解散の届けを出しました。市役所にも解散の届けを出す必要がありますか？**

→申告書の提出が必要です。償却資産申告書右下の「解散・廃業等」の該当する項目の欄を○で囲み、その年月日を記入のうえ、提出してください。なお、法人市民税に関する手続が必要となる場合がありますので、税務課市民税グループ（TEL：0748-36-5505）までお問い合わせください。

**Q 7 会社を休業中の場合であっても申告が必要ですか？**

→申告が必要です。休業中であっても資産の状態を確認するため、申告書を提出してください。

**Q 8 毎年税務署へ確定申告をしているのに、市へも償却資産の申告をする必要があるのですか？**

→税務署への申告は所得税や法人税の確定申告ですので、税務署への申告とは別に市への申告の義務があります。（地方税法第383条）

**Q 9 自動車は償却資産として申告する必要がありますか？**

→要件に当てはまる大型特殊自動車は申告が必要になります。詳細は9ページの表でご確認ください。

**Q10 農業をしています。どういった資産が申告の対象ですか？**

→田植機やビニールハウス等が対象になります。詳細は4ページをご覧ください。

**Q11 外構にかかった経費のうち、償却資産の対象となるのは何ですか？**

→土地の造成費とは別に、その他緑地設備やコンクリート舗装等にかかった費用や一部防壁、石垣積み等（詳しくは10ページをご覧ください）が付帯工事費として対象となります。また、電気の配線工事や屋外の給排水設備等についても対象です。

**Q12 非課税となる償却資産を所有していますが、申告は必要ですか？**

→申告が必要です。また、非課税申請書の提出も必要となりますので、税務課にお問い合わせください。

**Q13 事業主が死亡しました。どのように申告したらよいですか？**

→どなたかが事業を継承された場合は、住所・氏名等の印字をその方の情報に書き換えていただき、ご申告をお願いします。廃業された場合は、廃業に☑を入れていただき、廃業年月をご記入ください。

**Q14 ソフトウェアは申告の対象ですか？**

→無形固定資産は申告の対象ではありません。（ほかに営業権など）ただし、百科事典のCD等、現物があるソフトウェアは申告の対象となります。

**Q15 eLTAXの申告方法がわかりません。**

→申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ『<https://www.eltax.lta.go.jp/>』

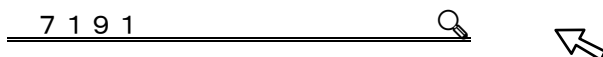
◆検索サイトにて「エルタックス」で検索し、「PCdeskのご利用方法」をご確認ください。

**Q16 申告用紙を無くしてしまいました。**

→税務課にお問い合わせいただくか、近江八幡市ホームページよりダウンロードできます。

近江八幡市ホームページ『<https://www.city.omihachiman.lg.jp>』

◆トップページ左下の虫眼鏡マークをクリックし、広報誌・ページID検索にて7191と入力し、虫眼鏡マークをクリックしてください。



## IV 償却資産申告書の書き方

償却資産申告書及び種類別明細書は、15ページ以降の記入例を参考に記入してください。

### 注意事項

- ① 償却資産申告書と種類別明細書の「控」が必要な方は、提出前に写しをとっておいてください。（写しは1枚10円で提供いたします）  
郵送にて、申告書控えの返送を希望される場合は、返信用切手を貼り付け、宛名記入した封筒と控え用に申告書の写しを同封してください。
- ② 償却資産申告書と種類別明細書はそのまま電算機入力原票となりますので、文字・数字等は楷書で枠からはみ出さないよう黒ボールペンで記入してください。
- ③ 解散、廃業または名称変更等をされた場合は、必ず償却資産申告書の「備考」欄にその旨を記入してください。
- ④ 課税標準額の特例を受けられる方は8ページの「3. 課税標準額の特例」を参照のうえ必要書類を申告書に添付してください。

### ～ご注意ください～

- ・取得年月を西暦で記入していませんか？また、日付まで記入していませんか？  
例：2024年4月1日取得……×20240401、◎50604
- ・資産コードを記入していませんか？  
当市にて自動で振り当ててるため、記入は不要です。
- ・資産種類の記入漏れはありませんか？  
種類がご不明な場合は、お手数ですが税務課にお問い合わせください。
- ・前年度と変更がない場合は「18備考」欄の「前年度より増減なし」に☑がありますか？